

令和5年1月第158回定例 農業委員会総会議事録

令和5年1月10日(火)
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第617号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題618号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第619号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第383号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第384号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第385号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年1月第158回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

1月最初の総会でございます。改めまして、明けましておめでとうございます。旧年中はお世話になりありがとうございました。今年もどうぞよろしく願い申し上げます。

本日は大変寒い中、ご参集頂きましてありがとうございます。

昨年の大きな出来事としまして、皆様のご協力を頂きまして、農業委員の定数が2名増員されました。定員が増えたのは、一つの手段で、最終目標は農業委員会の活性化であると思います。近江八幡市の農業の振興に役目が果たせるように、個々農業委員さんをお願いしたいと思います。

もう一点、人・農地プランが法定化されました。いろいろな形で情報を得られているかと思いますが、まだ政令なり省令、通達等々、細かな部分が出ておりませんが、情報が少ない中で、今年具体的な話が出てくるかとは思いますが、どのように取り組んでいくのか重要なことだと思っております。

あと、今年の3月20日をもって農業委員の任期を終えるにあたって、継続される方、継続されない方おられるかとは思いますが、どんな形で近江八幡市の農業に携わっていただければと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日は全員出席いただいておりますので、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、1月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年1月第158回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
15番●●●●委員
16番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしく
お願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第617号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明
を求めます。

事務局

議題617号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の
決定を求める。令和5年1月10日提出、近江八幡市農業委員会
会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、津田町●●番●、登記地目、現況地目
とも畑、登記面積4,928㎡、世帯の経営面積、渡人147.4アール、
受人0アールで、今回の申請面積49.2アールとなります。貸人に
つきましては、大房町●●番地●、●●●●、有限会社、代表取
締役、●●●●、借人につきましては、友定町●●番地●、●●
●●、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、規模縮小、
借受理由につきましては、新規就農でございます。今回の借人に
つきましては、申請地においてヘーゼルナッツの栽培を行う予定
でございます。借人は学生の頃、農業科で就学しましたが、以降
農業に携わる機会はございませんでしたが、農地の荒廃への憂慮
と、有効活用の課題に何か貢献できないかと模索していた中、比
較的手間のかからず、栽培しやすいヘーゼルナッツの国内栽培を
始められたパイオニアである●●●●の存在を知り、そこで栽培
方法などを習得されました。ヘーゼルナッツは収穫ができるまで
5年間かかり、8年目で成木になるため起動に乗るまでは、現在
の仕事と兼業でされます。出荷先につきましては、●●●●へ販
売し、そこでお菓子の材料として使用されます。また、栽培指導
なども●●●●から受けることから技術的には問題ないかと考え

ます。土地利用計画につきましては、5反弱の畑に150本の苗木を●●●●から仕入れ、定植される予定でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

成木まで8年間かかるが、賃借料はお支払いになるのですか。

事務局

8年間は収穫出来ないということですが、契約書を見ますと許可を得られてから25年間賃貸借で借りるということで、許可後、すぐに苗木を定植されますので、許可を得られたら賃借料は発生してきます。

議 長

他に質問も意見もないようですので、採決に入ります。議第617号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 618 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 619 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第618号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、赤尾町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積267㎡、申請人につきましては、赤尾町●●番地、●●●●、申請地は、赤尾町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、申請地北西に居住する申請者が駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第619号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積665㎡、同じく日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,000㎡、2筆合わせて1,665㎡となります。渡人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地●●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、日吉野町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●内科」・「●●●●●歯科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、

申請人は現在、馬淵町に重機置場及び資材置場を4社共同で借りて使用していますが、事務所から遠く、国道8号を通る必要があるため、時間がかかることと、車両・重機等の盗難等の心配がありました。そのため、事務所に近い当該地に主に車両・重機・重要な資材を置き、管理をするため、今回の申請に至りました。なお、先日の農地部会で意見のありました土地改良区との協議の状況につきましては、既に協議済みであり、南側の農道は通らないことを条件に同意をされております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積1,010㎡、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、同じく上田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積104㎡、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、以上2筆合わせて1,114㎡の受人は上田町●●番地●、●●●●、株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、上田町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●医院」・「男女共同参画センター」の医療施設及び公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請人は、これまで申請地北西側を資材置場として借りていましたが、アパート建築により使用できなくなったため、今回、会社近くの当該地を取得し、資材置場として使用される予定です。なお、現地は約30年前に一部造成されており、指導案件でもありました。隣接農地との境界は、耕作者との話し合いにより、擁壁等は設置せず、現状どおり法面でそのまま使用されます。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積542㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積621㎡、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積155㎡、3筆合わせて1,318㎡となります。渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地●●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地

と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、店舗（食堂）で、申請人は、土木業等を手がけていますが、近年は、経営の多角化を進めており、今回、飲食店を出店することになり、県道沿いにある当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。また、本件については、開発同時許可となります。

番号4、土地の所在地、円山町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積86㎡、渡人につきましては、兵庫県神戸市垂水区舞子台●丁目●番●、●●●●、外2名、受人につきましては、大阪市東淀川区菅原●丁目●番●●一●●号、●●●●、申請地は、円山町地先の農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、現在申請人は、大阪市に在住していますが、円山町に居住予定であり、現地には、駐車スペースが無く、車が進入できないため、近くで探していたところ、当該地が売出し中であつたため、今回の申請に至りました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第618号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第619号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、14番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、12月28日に、議第618号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第619号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて11番、●●●●会長と16番、●●●●副会長と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと思います。

初めに、議第618号 農地法第4条第1項許可申請の案件につ

いて、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、赤尾町の集落内の農地で、転用目的は、露天駐車場です。隣接する農地も無いため、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第619号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、日吉野町内の農地で、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。隣接農地との境界は、耕作者との話し合いにより、境界より30cm後退し、法面施工にて処理されます。雨水については、基本、地下浸透で処理されますが、東の水路側に勾配をとり、放流されます。また、市道側からの乗り入れについても地元土地改良区と協議をされていることから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、西庄町内の農地で、転用目的は、店舗です。隣接に農地は無いものの、境界には、擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、申請地南側中央に集水し、水路を経由し、1級河川黒橋川に放流される計画であり、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号4の案件です。

申請地は、円山町地先の農地で、転用目的は、露天駐車場です。隣接する農地も無いため、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請4件計5件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員	(特になしの声)
議長	質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議長	それでは、次に報告第 383 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 384 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 385 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第383号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、出町●●一●、田、105㎡、受理日及び受理番号、令和4年12月13日、406番、届出人につきましては、出町●●一●、●●●●、理由につきましては、一般住宅でございます。 続きまして、報告第384号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、土田町●●一●、田、2,976㎡、受理日及び受理番号、令和4年12月5日、517番、渡人につきましては、土田町●●一●、●●●●、受人につきましては、土田町

●●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、店舗及び作業所、区分は売買でございます。

番号2、土地の表示、土田町●●一●、田、807㎡、同じく土田町●●一●、田、28㎡、受理日及び受理番号、令和4年12月5日、518番、渡人につきましては、土田町●●一●、●●●●●、受人につきましては、土田町●●一●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、理由につきましては、露天資材置場、区分は売買でございます。

番号3、土地の表示、小船木町●●、田、8,015㎡、渡人につきましては、小船木町●●、●●●●●、同じく小船木町●●、田、2,289㎡、同じく小船木町●●、田、1,682㎡、同じく小船木町●●、田、1,079㎡、同じく小船木町●●、田、1,381㎡、同じく小船木町●●、田、2,961㎡、同じく小船木町●●、田、4,885㎡、同じく小船木町●●、田、776㎡、同じく小船木町●●一●、田、2,383㎡、同じく小船木町●●一●、田、2,044㎡、同じく小船木町●●一●、田、554㎡、同じく小船木町●●一●、田、3,556㎡、大房町●●、田、4,903㎡、渡人につきましては、●●●●●、代表取締役、●●●●●、同じく小船木町●●、田、1,622㎡、渡人につきましては、小船木町●●、●●●●●、同じく小船木町●●、田、3,564㎡、渡人につきましては、小船木町●●、●●●●●、同じく小船木町●●、田、3,349㎡、渡人につきましては、小船木町●●、●●●●●、同じく小船木町●●、田、5,981㎡、渡人につきましては、●●●●●、同じく小船木町●●一●、田、3,532㎡、同じく小船木町●●一●、田、45㎡、渡人につきましては、出町●●一●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、同じく小船木町●●一●、田、1,363㎡、渡人につきましては、大房町●●、●●●●●、同じく小船木町●●一●、田、2,122㎡、渡人につきましては、草津市西大路●●一●●、●●●●●、同じく小船木町●●一●、田、3,022㎡、渡人につきましては、大阪府四条畷市江瀬美町●●一●●、●●●●●、同じく大房町●●、田、1,360㎡、渡人につきましては、大房町●●、●●●●●、同じく大房町●●一●、田、4,713㎡、渡人につきましては、大房町●●、●●●●●、以上の受人につきましては、京都市山科区音羽森廻り町●●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、受理日及び受理番号、令和4年12月7日、519番、理由につきましては

は、残土置場、区分は売買でございます。こちらにつきましては、●●●●と消防署の間の市街化編入された農地で、将来的には商業施設になる予定ですが、この度、土地の売買契約が成立し草が生えるのを抑制するために残土を搬入したいという届出がございました。商業施設の詳細は確定しておらず、たちまちが残土置き場ということで届出をだされました。詳細が確定次第、開発申請をされます。

番号4、土地の表示、北之庄町●●、畑、148㎡、受理日及び受理番号、令和4年12月23日、520番、渡人につきましては、北之庄町●●、●●●●、受人につきましては、野洲市市三宅●●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分は売買でございます。

番号5、土地の表示、北之庄町●●一●、田、211㎡、受理日及び受理番号、令和4年12月23日、521番、貸人につきましては、北之庄町●●、●●●●、借人につきましては、野洲市市三宅●●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分は使用貸借でございます。

続きまして、報告第385号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、全て賃貸借契約の解除で8件でございます。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、12月審査会、15日審査、こちらは更新が1件、変更が1件ございました。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第383号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第384号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第385号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告
案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 158 回定例農業委員会総会を閉会しま
す。

閉会 午後2時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員